

7 文科高第1738号  
令和8年2月24日

各国公私立大学法人の長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各文部科学大臣所轄学校法人理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
独立行政法人大学入試センター理事長  
放送大学学園理事長  
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長  
殿

文部科学省高等教育局長  
合 田 哲 雄

#### 大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）

この度、別添1のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和8年文部科学省令第5号。以下「改正省令」という。）が、別添2のとおり「連続課程特例認定大学の認定等に関する規程」（令和8年文部科学省告示第28号。以下「認定規程」という。）が、別添3のとおり「大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部を改正する告示」（令和8年文部科学省告示第29号。以下「改正告示」という。）が、別添4のとおり「大学院設置基準第42条第1項第1号イの文部科学大臣が定める基準等を定める件」（令和8年文部科学省告示第30号）等（以下「文部科学大臣が定める基準等」という。）が、別添5のとおり「大学院設置基準第42条第1項第3号の文部科学大臣が定める協議すべき事項について定める件」（令和8年文部科学省告示第32号）等（以下「文部科学大臣が定める協議すべき事項」という。）が、別添6のとおり「新たに大学院等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件及び専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示」（令和8年文部科学省告示第34号。以下「一部改正告示」という。）が令和8年2月24日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正は、「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（令和7年2月21日中央教育審議会）において、学士の学位を与える課程（以下「学士課程」という。）から博士課程まで縦の連続性の向上を図ることや、学士・修士の5年一貫教育の推進等が提言されたことを踏まえ、学部教育と大学院教育との円滑な接続を図る観点から、所要の規定の整備を行うものです。

今回の改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

## 記

### 第一 改正の概要

#### 1. 改正省令について

##### (1) 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の一部改正

大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、当該学部における教育及び大学院の研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（以下「学部との連続性に配慮した教育課程」という。）を編成するものとする。こと。（第19条第4項関係）

##### (2) 専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の一部改正

専門職大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部との連続性に配慮した教育課程を編成するものとする。こと。（第9条第5項関係）

##### (3) 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）の一部改正

① 大学院を置く大学は、当該大学院の研究科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部との連続性に配慮した教育課程を編成するものとする。こと。（第11条第3項関係）

② 大学院を置く大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、学部との連続性に配慮した教育課程の編成により、当該学部における教育と当該大学院の研究科における教育との円滑な接続を図る実証的な成果の創出に資する効果的な取組を行うため特に必要があると認められる場合には、当該効果的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けることができることとする。ただし、他の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教育課程の編成に係る場合にあっては、次のいずれにも該当する場合に限ることとする。こと。（第42条第1項関係）

ア 当該他の大学が次のいずれかに該当すること

(ア) 当該大学院を置く大学の設置者（その設置する他の大学の学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合するものに限る。）が設置するもの

(イ) 大学等連携推進法人（当該大学院を置く大学の設置者が社員であり、かつ、学部との連続性に配慮した教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置するもの

イ 当該大学院を置く大学が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める方針に沿って学部との連続性に配慮した教育課程を編成すること

(ア) ア(ア)に該当する他の大学の学部との間で学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもの ア(ア)の基準の定めるところにより当該大学院を置く大学の設置者が策定する学部との連続性に配慮した教育課程の

#### 編成に係る方針

- (イ) ア (イ) に該当する他の大学の学部との間で学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもの ア (イ) の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（当該大学等連携推進法人の社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）
  - ウ 当該大学院を置く大学及び当該学部を置く他の大学が、学部との連続性に配慮した教育課程を編成し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けること
  - ③ 連続課程特例認定大学（②による認定を受けた大学をいう。④において同じ。）の大学院については、以下の標準修業年限又は在学期間の短縮に関する特例を適用するものとする。こと。（第42条第2項関係）
    - ア 修士課程の標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができることとする
    - イ 単位修得時における大学院入学資格の有無に関わらず、大学院入学前に大学院において修得した単位数等を勘案して在学期間を短縮することを可能とすること
  - ④ 連続課程特例認定大学は、修士課程の標準修業年限又は在学期間の短縮に関し、③により修士課程の標準修業年限又は在学期間の短縮に関する特例の適用を受ける場合には、これらに関する事項を学則等に定め、公表するものとする。こと。（第42条第3項関係）
  - ⑤ その他所要の規定の整備を行うこととする。
- (4) 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）の一部改正
- ① 専門職大学院を置く大学は、当該専門職大学院の研究科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部との連続性に配慮した教育課程を編成するものとする。こと。（第6条第4項関係）
  - ② 専門職大学院を置く大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、学部との連続性に配慮した教育課程の編成により、当該学部における教育と当該専門職大学院の研究科における教育との円滑な接続を図る実証的な成果の創出に資する効果的な取組を行うため特に必要があると認められる場合には、当該効果的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けることができることとする。ただし、他の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教育課程の編成に係る場合にあっては、次のいずれにも該当する場合に限ることとする。こと。（第45条第1項関係）
    - ア 当該他の大学が次のいずれかに該当すること
      - (ア) 当該専門職大学院を置く大学の設置者（その設置する他の大学の学部と当該専門職大学院の研究科との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合するものに限る。）が設置するもの
      - (イ) 大学等連携推進法人（当該専門職大学院を置く大学の設置者が社員であ

- り、かつ、学部との連続性に配慮した教育課程に係る業務を行うものに限る。)の社員が設置するもの
- イ 当該専門職大学院を置く大学が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める方針に沿って学部との連続性に配慮した教育課程を編成すること
- (ア) ア(ア)に該当する他の大学の学部との間で学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもの ア(ア)の基準の定めるところにより当該専門職大学院を置く大学の設置者が策定する学部との連続性に配慮した教育課程の編成に係る方針
- (イ) ア(イ)に該当する他の大学の学部との間で学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもの ア(イ)の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針(当該大学等連携推進法人の社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。)
- ウ 当該専門職大学院を置く大学及び当該学部を置く他の大学が、学部との連続性に配慮した教育課程を編成し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けること
- ③ 連続課程特例認定大学(②による認定を受けた大学をいう。④において同じ。)の専門職大学院については、以下の標準修業年限又は在学期間の短縮に関する特例を適用するものとする。こと。(第45条第2項関係)
- ア 専門職学位課程の標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができることとする
- イ 単位修得時における専門職大学院入学資格の有無に関わらず、専門職大学院入学前に専門職大学院において修得した単位数等を勘案して在学期間を短縮することを可能とすること
- ④ 連続課程特例認定大学は、専門職学位課程の標準修業年限又は在学期間の短縮に関し、③により専門職学位課程の標準修業年限又は在学期間の短縮に関する特例の適用を受ける場合には、これらに関する事項を学則等に定め、公表するものとする。こと。(第45条第3項関係)
- ⑤ その他所要の規定の整備を行うこととする。こと。

(5) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の一部改正

(1)、(2)、(3)①又は(4)①により学部との連続性に配慮した教育課程を編成する大学は、当該学部又は学科若しくは課程及び当該研究科又は専攻を一つの単位として、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針(以下「3つの方針」という)を定めることができることとする。こと。(第165条の2第3項関係)

2. 認定規程について

(1) 認定の基準(第1条関係)

- ① 連続課程特例認定大学としての認定((5)①及び((9)②ウを除き、以下「認定」という。)を受けようとする大学が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制を十分整備していること並びに教育研究活動等

の状況を積極的に公表していること。

- ② 認定を受けようとする大学が、申請日の直近の認証評価（分野別評価を除く。以下同じ。）において適合認定を受けていること。
- ③ 認定を受けようとする大学が、申請日前5年以内において次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反した事。
  - イ 財政状況が健全でなくなったこと。
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。
- ④ 次に掲げる事項が、申請計画書において明らかにされていること。
  - ア 申請目的
  - イ 学部における教育と大学院における教育との円滑な接続に資する効果的な取組として、修士課程若しくは専門職学位課程（以下「修士課程等」という。）の標準修業年限又は在学期間の短縮に関する特例の適用による学部との連続性に配慮した教育課程の編成（以下「効果的な連続課程の編成」という。）を行う研究科、課程又は研究科以外の基本組織（以下この2において「研究科等」という。）
  - ウ 効果的な連続課程の編成において、特例として適用する修士課程等の標準修業年限又は在学期間の短縮に係る規定
  - エ 効果的な連続課程の編成の内容
  - オ 効果的な連続課程の編成が、学部における教育と大学院の研究科における教育の円滑な接続に資する根拠
  - カ 学生に対する教育上適切な配慮のための具体的な措置
  - キ 実施予定期間
  - ク 効果的な連続課程の編成を通じて得られる教育効果の検証に係る計画
- ⑤ 申請計画書の内容が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

## （2）認定の申請（第2条関係）

認定を受けようとする大学の学長は、申請書に申請計画書その他別に定める書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

## （3）認定の手続等（第3条関係）

- ① 文部科学大臣は、（2）の認定の申請があった場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定するものとする。
- ② 文部科学大臣は、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、認定を行うものとする。
- ③ 文部科学大臣は、認定を行う場合においては、申請計画書において大学が記載した実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定めるものとする。
- ④ 文部科学大臣は、効果的な連続課程の編成の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

- ⑤ 文部科学大臣は、認定をするかどうかを決定したときは、申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。
- ⑥ 文部科学大臣は、連続課程特例認定大学が認定期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、当該認定期間を延長することができる。この場合においては、②から⑤まで及び(4)①の内容を準用すること。

#### (4) 公示（第4条関係）

- ① 文部科学大臣は、認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。
- ② ①の公示は、連続課程特例認定大学に係る申請計画書を踏まえ、効果的な連続課程の編成の内容、当該効果的な連続課程の編成を行う研究科等及び特例の対象となる修士課程等の標準修業年限又は在学期間の短縮に係る規定その他別に定める事項を付して行うものとする。

#### (5) 申請計画書の内容変更（第5条関係）

- ① 連続課程特例認定大学は、申請計画書に記載した、効果的な連続課程の編成を行う研究科等、効果的な連続課程の編成において、特例として適用する修士課程等の標準修業年限又は在学期間の短縮に係る規定及び実施予定期間を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならないこと。
- ② 連続課程特例認定大学は、①以外の事項を変更する場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならないこと。ただし、別に定める軽微な事項については、この限りでないこと。
- ③ (3)②～⑤の内容は①の認定について、(4)①の内容は①の認定及び②の届出について、それぞれ準用すること。

#### (6) 実施状況報告書等（第6条関係）

- ① 連続課程特例認定大学は、認定期間の開始の日から起算する毎計画年度、実施状況報告書を作成し、当該計画年度終了後3か月以内に、文部科学大臣に提出しなければならないこと。
- ② 連続課程特例認定大学は、インターネットの利用により、実施状況報告書に相当するものとして別に定める書類を公表している場合には、当該書類を公表しているウェブサイトのアドレスを記載した書類の提出をもって実施状況報告書の提出に代えることができること。
- ③ 連続課程特例認定大学は、認定期間終了後3か月以内に、教育効果検証報告書を作成し、文部科学大臣に提出しなければならないこと。

#### (7) 報告の徴収等（第7条関係）

文部科学大臣は、連続課程特例認定大学が行う効果的な連続課程の編成の実施状況を確認するため必要があると認めるときは、当該連続課程特例認定大学に対し、当該効果的な連続課程の編成の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができること。

(8) 措置の要求（第8条関係）

文部科学大臣は、連続課程特例認定大学が行う効果的な連続課程の編成の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該連続課程特例認定大学に対し、当該効果的な連続課程の編成の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができること。

(9) 認定の取消し（第9条関係）

- ① 文部科学大臣は、連続課程特例認定大学から認定の取消しの申請があったときは、当該認定を取り消さなければならないこと。
- ② 文部科学大臣は、連続課程特例認定大学が、次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができること。
  - ア 偽りその他不正の手段により認定（（5）①の認定を含む。）又は（3）⑥の認定期間の延長の認定を受けたとき。
  - イ 効果的な連続課程の編成の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき。
  - ウ （5）①により認定を受けなければならない事項を認定を受けないで変更したとき。
  - エ （5）②による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
  - オ （7）による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき又は調査に応じなかったとき。
  - カ （8）による措置をとらなかったとき。
  - キ ア～カのほか、法令の規定、法令に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したとき。
  - ク 認定された後に行われた認証評価において適合認定を受けられなかったとき。
- ③ （3）②の内容は、②による認定の取消しについて、（3）⑤及び（4）①の内容は①又は②による認定の取消しについて、それぞれ準用すること。

(10) 認定期間に係る特例（第10条関係）

- ① 連続課程特例認定大学が認定を受けた日から当該連続課程特例認定大学に係る認定期間の末日までの間に入学し、研究科等における効果的な連続課程の編成に係る教育を受けている学生が在籍している間は、当該学生を対象とする場合に限り、連続課程特例認定大学は当該認定に係る効果的な連続課程の編成を継続することができること。
- ② ①の内容は、（9）①又は②により認定を取り消された場合について準用すること。

3. 改正告示について

(1) 定義（第2条関係）

大学等連携推進法人の大学等連携推進業務に学部との連続性に配慮した教育課

程を加えるとともに、学部との連続性に配慮した教育課程の定義を定めることとする。

(2) 認定の基準（第3条関係）

大学等連携推進方針の記載事項に学部との連続性に配慮した教育課程の編成に関する事項を加えること。

(3) 公示（第5条関係）

大学等連携推進法人の認定等をしたときの公示の際に区別して付す大学等連携推進業務に、学部との連続性に配慮した教育課程を加えること。

4. 文部科学大臣が定める基準等について

(1) 当該大学院を置く大学の設置者が設置する他の大学の学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準は、次のとおりとすること。（令和8年文部科学省告示第30号第1項及び令和8年文部科学省告示第31号第1項関係）

ア 当該大学院を置く大学の設置者において、その設置する他の大学の学部と当該大学院の研究科との連携による教育研究活動の実施に関する基本方針を策定し、公表していること。

イ アの基本方針において、次に掲げる事項が記載されていること。

(ア) 当該連携による教育研究活動の実施を中核となって行う者に関する事項

(イ) 当該他の大学の学部と当該大学院の研究科における学部との連続性に配慮した教育課程の編成の継続的かつ安定的な実施のため必要な事項

(ウ) その実施についての当該他の大学の学部と当該大学院の研究科との役割分担に関する事項

ウ アの基本方針の下、当該他の大学の学部と当該大学院の研究科との間の緊密な連携協力体制が継続的に維持されていること。

(2) 当該大学院を置く大学の設置者は、策定した(1)アの基本方針（当該基本方針を変更した場合にあっては、変更後の基本方針を含む。）を文部科学大臣に届け出るものとする。こと。（令和8年文部科学省告示第30号第2項及び令和8年文部科学省告示第31号第2項関係）

5. 文部科学大臣が定める協議すべき事項について

大学院を置く大学及び学部を置く他の大学が、学部との連続性に配慮した教育課程を編成し、及び実施するために、当該学部との連続性に配慮した教育課程に関して協議する事項は、次のとおりとすること。（令和8年文部科学省告示第32号及び令和8年文部科学省告示第33号関係）

(1) 卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事項

- (2) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事項
- (3) 学生の計画的な教育課程の履修その他の修学に係る支援に関する事項
- (4) これらのほか、学部との連続性に配慮した教育課程の編成し、及び実施するために必要な事項

## 6. 一部改正告示について

今回の改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととすること。

## 第二 留意事項

### 1. 学部との連続性に配慮した教育課程の編成について

- (1) 今回の改正は、大学院を置く大学は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部との連続性に配慮した教育課程を編成するものとするを教育課程の編成方針として示すことにより、学士課程から博士課程までを見通した体系的な教育課程の編成が促進され、各課程の学びの質の向上と密度が高まることを期するものであり、各大学においては、こうした改正の趣旨を踏まえて、学部との連続性に配慮した教育課程の編成について検討することが求められること。なお、本改正は、これまで、各大学が実施してきた学部との連続性に配慮した教育課程の編成に係る取組を制約するものではないが、本改正の趣旨を踏まえ、必要に応じて、その内容を見直すことが考えられること。
- (2) 学部との連続性に配慮した教育課程を設けた場合であっても、学部4年間で卒業する学生への対応及び学位の質保証並びに修士課程等又は博士課程からの入学者への対応にも十分に配慮すること。

### 2. 学部との連続性に配慮した教育課程を編成する大学における3つの方針の策定について

今回の改正は、学部との連続性に配慮した教育課程を編成する大学においては、当該学部又は学科若しくは課程（以下「学部等」という。）及び当該研究科又は専攻（以下「研究科等」という。）を1つの単位として3つの方針を策定することが可能であることを法令上明記するものであり、この場合においても、学部段階、大学院段階ごとの3つの方針は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第165条の2第1項の規定に基づき、その策定が求められること。このため、例えば、卒業又は修了の認定に関する方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）を当該学部等及び当該研究科等を1つの単位として策定する場合においては、学部との連続性に配慮した教育課程としてのディプロマ・ポリシーを学修成果の最終目標として位置づけ、学士課程や修士課程等のディプロマ・ポリシーを段階的な学修成果の目標

として位置づけるなどの策定上の工夫を講じることが考えられ、これにより、各課程のディプロマ・ポリシーが、有機的につながり、より各課程の体系的や連続性が可視化されることが期待されること。

### 3. 連続課程特例認定大学の認定制度について

- (1) 連続課程特例認定大学の認定制度（以下「認定制度」という。）は、学部との連続性に配慮した教育課程の編成の結果、修士課程において、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けるなど、標準修業年限に応じた在学すべき年数以外の現行の修了要件を全て満たすことを前提に、1年以上2年未満が、当該修士課程等の修了に必要なかつ十分な期間であることを国として確認できる場合に、例外的に、文部科学大臣の認定により、修士課程等の修業年限を1年以上2年未満の期間とすること等を可能とするものであること。このため、認定申請に当たっては、教育課程としての体系的や十分な学修時間の確保を前提に、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることが、当該学部との連続性に配慮した教育課程の学修成果を最大化する上で必要かつ有効であることを明確に示すことが求められ、安易に標準修業年限を短縮することを目的とした認定制度の活用は不適切であること。
- (2) 法科大学院及び教職大学院については、認定制度の対象外であること。
- (3) 認定制度により修士課程等の標準修業年限等に関する特例の適用を受けない場合においても、他の大学の学部との間で学部との連続性に配慮した教育課程を編成する場合にあっては、認定制度に準じる形で、大学等連携推進法人を構成して、大学間における緊密な連携を確保するなど、継続的かつ安定的な教育課程の実施体制を構築することが望ましいこと。
- (4) 学部等及び研究科等の設置手続については、認定制度を活用して、学部との連続性に配慮した教育課程を編成した場合であっても、学部等及び研究科等は、制度上独立した組織であるため、各学位を授与する課程の実施組織としての法令適合性や質を保證する観点から、組織ごとに設置認可等の手続を経る必要があること。また、本通知のほか、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和9年度開設用）」（以下「手引」という。）を確認し、対応すること。なお、改正省令等を踏まえた手引（改訂版）は近日中に公表予定であること。
- (5) 認定制度を活用した場合であっても、修士課程等に係る大学院入学者選抜については、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第1条の3及び大学院入学者選抜実施要項に基づき適切に実施する必要があるが、その際、学部との連続性に配慮した教育課程であることを踏まえ、学部の学修成果が十分に確認できる方法により行われることが望ましいこと。
- (6) 連続課程特例認定大学の認定基準等の詳細については、別途実施要領（申請

書等に関する様式を含む。)等により示す予定であり、適宜参照されたいこと。

**【本件担当】**

(認定制度について)

文部科学省高等教育局大学振興課大学院係

電話：03-5253-4111（内線 3336）

メールアドレス：[daigakuin@mext.go.jp](mailto:daigakuin@mext.go.jp)

(上記以外の内容について)

文部科学省高等教育局大学振興課法規係

電話：03-5253-4111（内線 3338）

メールアドレス：[daigakuc@mext.go.jp](mailto:daigakuc@mext.go.jp)